学校跡地有効活用PFI事業

応募にかかる企業間協定書

株式会社　○○（以下「Ａ」という。）と、○○株式会社（以下「Ｂ」という。）、株式会社　○○（以下「Ｃ」という。）、○○株式会社（以下「Ｄ」という。）、株式会社○○（以下「Ｅ」という。）株式会社○○（以下「Ｆ」という。）（以下、個別に又は総称して「本協定当事者」という。）は、その全員によって「○○グループ」（以下「当グループ」という。）を形成し、「学校跡地有効活用PFI事業」（以下「本事業」という。）へ応募することを目指し、また落札した後の処理を決定するために、以下のとおり合意し、本協定書（以下、「本協定」という。）を締結する。

第１条（目的等）

　　本協定当事者は、○○市が予定している本事業について、公表される「実施方針」「募集要項」「要求水準書」その他関連する規定（以下「入札関連書」という。）を踏まえ互いに信義を尽くし、誠実に協力して本事業に応募し、落札後は事業契約に基づき事業を遂行する。

第2条（当グループの構成）

　　当グループは、Ａを代表企業・資金調達担当企業・アドバイザー企業・コンソーシアムマネジメント担当企業とし、Ｂを設計及び工事監理担当企業、Ｃを建設担当企業、Ｄを維持管理担当企業、Ｅを運営企業、Ｆを独立採算事業企業とし、「参加表明書」「資格審査申請書類」「入札書及び事業提案書」（以下、個別に又は総称して「入札書類」という。）を作成・提出して、本事業に応募する。

２．当グループは、本事業の落札者に決定した場合、本事業の実施を目的とする「特別目的会社」（以下「ＳＰＣ」という。）を、○○市との仮契約締結までに○○市内に設立し、○○市と事業契約を締結する。

２－１．当グループは特別目的会社に対し、各社が出資するかどうかについては今後の協議にて取り決めるものとする。

　 ３．当グループが落札者に決定した後、本協定当事者は本事業の「入札書類」に記載の条件の下で、ＳＰＣとの間で業務請負契約又は業務委託契約を締結し、本事業を遂行する。

第3条（役割分担及び責任分担）

　　　本協定当事者は、「入札関連書」を踏まえ、下記による役割分担により、協力して入札書類を作成するが、役割及び責任分担につき疑義が生じた場合は、適宜本協定に基づき協議するものとする。

２．Ａの役割及び責任は、

1. 本事業の応募及び事業契約締結交渉の全体を取り纏める。
2. ○○市との各種交渉窓口になるとともに、本協定当事者間の取り纏め並びに利害・スケジュールの調整を行うものとする。
3. 長期収支計画を立案し、ＳＰＣが本事業遂行のために必要とする資金を、金融機関と交渉して、有利な資金調達を行い、入札書類提出前に「~~融資関心表明書」~~又は「融資確約書」を獲得する。

３．Ｂの役割及び責任は、

1. ○○市より与えられた要求水準書に基づき、施設整備計画に係わる設計、提案及び工事監理を担当し、入札書類提出時に基礎審査・定量的審査・定性的審査を満足させる業務を行う。
2. ＳＰＣと本事業の設計及び工事監理に係わる業務委託契約を締結し、本事業の建設譲渡が終了するまでの間、ＳＰＣが事業契約上、負担する設計及び工事監理に係わる一切の業務をＳＰＣに代わって行う。

４．Ｃの役割及び責任は、

1. ○○市より与えられた要求水準書に基づき、施設整備計画、建設を担当し、入札書類提出時に基礎審査、定量的審査・定性的審査を満足させる業務を行う。
2. ＳＰＣと本事業の建設に係わる業務請負契約を締結し、本事業の建設譲渡が終了するまで、ＳＰＣが事業契約上、負担する施設整備に係わる一切の業務をＳＰＣに代わって行う。

５．Ｄの役割及び責任は、

1. ○○市より与えられた要求水準書に基づき、施設維持管理計画を担当し、入札書類提出時に基礎審査、定量的審査・定性的審査、価格提案を満足させる業務を行う。
2. ＳＰＣと本事業の維持管理に係わる業務委託契約を締結し、本事業の事業契約が終了するまで、ＳＰＣが事業契約上、負担する維持管理に係わる一切の業務をＳＰＣに代わって行う。

６．Ｅの役割及び責任は、

1. ○○市より与えられた要求水準書に基づき、施設運営計画を担当し、入札書類提出時に基礎審査、定量的審査・定性的審査、価格提案を満足させる業務を行う。
2. ＳＰＣと本事業の運営に係わる業務委託契約を締結し、本事業の事業契約が終了するまで、ＳＰＣが事業契約上、負担する運営に係わる一切の業務をＳＰＣに代わって行う。

７．Ｆの役割及び責任は、

①　○○市より与えられた要求水準書に基づき、独立採算事業計画を担当し、

　　入札書類提出時に基礎審査、定量的審査・定性的審査、価格提案を満足させる

　　業務を行う。

1. ＳＰＣと本事業の独立採算事業に係る業務委託契約を締結し、本事業の事業

　　契約が終了するまで、ＳＰＣが事業契約上負担する独立採算事業に係る一切の

　　業務をＳＰＣに代わって行う。

第４条（出資金）

　　各構成企業のＳＰＣへの出資金は以下の通りとする。

　　Ａ　　　　　　　　円　　Ｂ　　　　　　　　円　　Ｃ　　 　　　　　 円

　　Ｄ　　 円　　Ｅ　　　 円　　Ｆ　　　　　　　　円

第５条（費用分担）

　　本事業への「応募」に向けた入札書類の作成作業については、原則として本協定当事者はそれぞれの社内資源を活用するものとし、その費用についてはそれぞれが第3条に定める役割分担にあたる部分を負担する。

B案

　　本事業の提案入札書類作成の費用は、総額〇〇円とし、支払い先は、提案設計を行う○○設計に、○○円、提案書策定・助言を行う○○株式会社に、○○円、提案書の印刷・製本・会議費など予備費○○円とする。費用負担は、原則、落札後に想定される受注額比例とし、仮の見積額をベースにした仮の負担額は下記の通りとする。提案金額が確定した後、再計算を行い、清算する。なお、落札できた場合は、銀行からの融資が実行された時点で、負担金をSPCから各社に返済する。

各企業の負担額は以下の通りとする。

　　Ａ:○○円　　Ｂ:○○円　　Ｃ:○○ 円　　Ｄ:○○円 　Ｅ:○○円

　　Ｆ:○○円 　G　　　H　　　I　　　J　　　K　　　L　　　M

第６条（義務）

　　本事業当事者は、本協定の目的達成のため、互いに誠実を尽くし、最大限の努力を行う。

２．入札書類の提出にあたっては、本協定当事者それぞれの社内規定に定める決裁手続きにて事前に可決されていることを要する。

３．当グループが、グループ全体として行う入札書類に関する意思決定は、Ａが取り纏め、他の本協定事業者もＡに対し最大限の努力をすることとする。

第７条（協定からの離脱）

本協定当事者は、下記の事由が生じた場合には入札書類提出日の１０日前に、代表企業と協議の上、本協定当事者全員に書面による通知をすることで、本協定から離脱することができる。

　①　第１１条２項による入札価格が、公表されたもしくは想定した予定価格に達しない場合、また、本協定当事者が社内の承認を得られることができない場合。

　②　本協定の参加のための、その他不可欠な事項に関する本協定当事者間の合意を得られることができない場合。

③　離脱した場合は、本事業に関して知り得た情報は、守秘義務を果たす事。また、成果物については放棄するとともに、本協定当事者が利用することに異議を申し立てない事。

第８条（守秘義務）

　　本事業の応募に向けた検討作業にあたり、本協定当事者のいずれかが本協定の他の当事者に開示した様々な情報（以下「機密情報」という。）については以下のとおり取り扱う。

1. 本協定当事者は、他の当事者から受領した機密情報を責任を持って管理し、第三者に開示してはならない。
2. 本協定当事者は、弁護士や公認会計士へのアドバイス依頼などを行う場合のみ、相手方に前項と同等の守秘義務を負わせた上で、当該依頼業務の遂行に必要な限りにおいて第三者に機密情報を開示できる。
3. 前２号により機密情報を開示した本協定当事者は、開示先に機密情報を本事業への入札の目的外で使用させてはならない。
4. 前３号の定めにかかわらず、法令に従う場合又は権限ある官庁・公署の要請及び命令に従う場合は、機密情報を開示できるものとし、その場合には開示後直ちに当該機密情報を提供した当事者に対して開示した旨を報告し、当該機密情報の機密を保持するために必要な合理的な手段をとるべく努力する。

２．前項の定めにかかわらず、次に掲げるものは本協定における機密情報から

除外する。

1. 開示の時にすでに公知である情報及び開示後当該情報を受領した当事者の責めに帰すべからざる事情により公知となった情報
2. 本協定当事者のいずれかから開示される以前に他の当事者が正当に保持していたことを証明できる情報
3. 正当な権限を有する第三者から開示を受けた情報
4. 本協定当事者が、本協定に基づく機密保持義務の対象としない旨、書面により承諾した情報

３．本協定当事者は、本協定の趣旨を尊重し、本協定の遂行以外の目的で機密情報を使用してはならない。

４．本協定当事者が虚偽の書類申告等を行った場合は、他の協定当事者が被った損害の賠償責任を負う。

第９条（権利義務の譲渡禁止）

　　本協定当事者は、他の本協定当事者全員の書面による事前の同意なくして、本協定により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。

第１０条（法令遵守）

　　本協定当事者は、本事業への参加及び遂行にあたっては、互いに関連する法令を誠実に遵守することを相互に確認した。

第１１条（当グループの解散）

　　当グループは、次のいずれかの事由が生じた場合には直ちに解散されるものとする。

1. 当グループが本入札において落札できなかった場合、もしくは落札できないことが確定した場合。
2. ＳＰＣが○○市との間で事業契約を締結できない等の事由により、当グループが本事業を遂行できないことが確定し、○○市との精算が終了した場合。
3. 本入札又は本事業が中止された場合。
4. 本協定当事者全員が本協定の解除に合意した場合。
5. 本事業が終了した場合。

２．入札書類提出前に、入札価格が本協定当事者間で設定した公表されたもしくは想定した予定価格に達しない事が明らかな場合、本協定当事者全員で協議し合意のうえ、入札を辞退できるものとする。

第１２条（有効期限）

　　本協定の有効期限は、本事業への応募につき、本協定当事者間で新たな協定書又は契約が締結された場合、もしくは落札者に他の応募グループが決定したことが公知となった日のいずれかの早い日までとする。

第１３条（規定外事項）

　　本協定に定めのない事項については、本協定当事者間において互いに誠意を持って協議の上決定する。

　本協定締結の証として本書６通を作成し、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

　　　Ａ：

　　　Ｂ：

　　　Ｃ：

　　　Ｄ：

　　　Ｅ：

　　　Ｆ：